



新型コロナウイルス感染症をおそれて 感染対策のつもりが過剰な反応に なっていませんか？

「自分や家族を感染から守りたい」これは誰もがもつ気持ちです。
感染者や濃厚接触者、また、医療従事者、感染者と同じ地域の居住者というだけで、こんなことを
言ったり聞いたりしたことはありませんか？

病院で
働いている人は
店に来ないで
ほしい。

□□地区の子は
学校を休めば
いいのに。

〇〇さん
感染したらしいよ。
あの家には近づかない
ようにしましょう。

咳をしているから
絶対コロナだ。

必要以上に避けたり非難したり…。
自分の言葉や行動が、差別や偏見を生んでいないか、「自分のこと」として考えてみましょう。
思い込みではなく、正しい知識と情報をもとに行動すること、
それがコロナウイルスから自分や家族を、そしてみんなを守ることに繋がります。

万が一、人権侵害を受けた場合は一人で悩まずに相談してください。
法務局職員や人権擁護委員が相談に応じます。

相談無料・秘密厳守

様々な人権問題についての電話相談	
みんなの人権110番 平日8:30～17:15	TEL 0570-003-110
おかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。	

いじめ・虐待など子どもの人権についての電話相談	
子どもの人権110番 平日8:30～17:15	TEL 0120-007-110

家庭内暴力など女性の人権についての電話相談	
女性の人権ホットライン 平日8:30～17:15	TEL 0570-070-810

日本語を自由に話せない方のための電話相談	
外国語人権相談ダイヤル 平日9:00～17:00 Foreign-language Human Rights Hotline	TEL 0570-090911 10か国語対応

インターネットによる人権相談窓口	
インターネット人権相談 https://www.jinken.go.jp	①相談フォームに必要事項を入力、送信 ②最寄りの法務局から後日メールまたは電話により回答

